動物の輸入届出制度

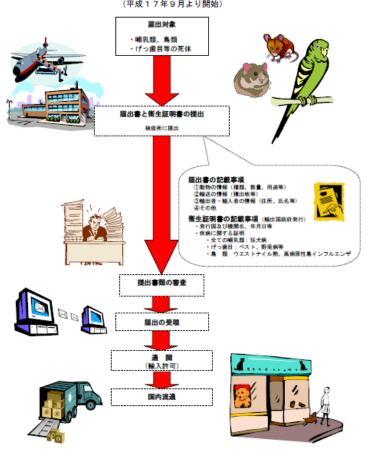
輸入動物を原因とする人の感染症の発生を防ぐため、平成17年9月1日より動物を輸入する際に厚生労働省への届出が必要となった。この制度により、動物を輸入(販売や展示、個人のペットを含む)する際は、動物の種類、数量その他必要事項を検疫所に届け出ることが義務付けられている。

- 1. 届出対象動物
- (1) 生きた動物
 - ・齧歯目に属する動物
 - うさぎ目(ナキウサギ科のみ)に属する動物
 - ・その他、陸生ほ乳類
 - 鳥類
- (2) 死体のもの
 - ・齧歯目に属する動物
 - ・うさぎ目(ナキウサギ科のみ)に属する動物



2. 輸入手続きの流れ

動物の輸入届出制度の概要



動物の輸入届出制度の詳細はコチラ(厚生労働省ホームページへ)